

平成30年4月24日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター

GMOコイン株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用しているGMOコイン基本約款（以下、「本約款」といいます。）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、趣旨不明瞭ないし消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成30年5月24日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

# 申入れ事項

## 1 第5条（ID等の管理）第2項について

### （1）条項の内容

2 ID等を使用した第三者による本サービスの利用は、お客様による本サービスの利用とみなします。お客様は、当該利用行為に関する債務を負担し、当該利用行為により当社が被った損害を賠償するものとします。

### （2）申入れの趣旨

本約款5条2項を、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

### （3）申入れの理由

消費者契約法10条は、

法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると規定しています。

ア 本約款のうち、第三者による本サービスの利用に関する債務を顧客が負担するものと定める規定について

同規定は第三者の行った法律行為の効果の顧客への帰属及び同法律行為による債務の負担について規定しているものと解釈されます。しかし、民法上、本人以外の第三者がした意思表示については、当該第三者に代理権がある場合を除き、原則として本人に効果は帰属せず、例外的に、①代理権があるかの如き外観の存在、②相手方の代理権の不存在についての善意無過失、③本人の帰責事由を要件として、表見代理の規定（第109条、第110条、第112条）により本人に効果帰属を認めているにすぎません。

しかるに、同規定では、第三者による顧客のIDを使用した本サービスの利用に関する債務については無条件に顧客が債務を負担すると解釈しうる規定となっています。この結果、顧客は、第三者による顧客のIDを使用した本サービスの利用について、第三者によるID等の利用について自己に何ら帰責事由が無い場合や第三者によるID等の利用が貴社に起因する場合にも第三者による本サービスの利用に関する債務を顧客が負担しうることとなり、顧客に過大な責任を負わ

せることとなります。

これは、民法の適用による場合に比し消費者の義務を加重し、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきです。

イ 本約款のうち、第三者による本サービスの利用により貴社が被った損害を顧客が賠償するものと定める規定について

同規定は顧客の債務不履行責任ないし不法行為に基づく損害賠償につき規定しているものと解釈されるところ、債務不履行責任について規定する民法415条は債務者がその帰責性により債務の履行を怠ったときに損害賠償責任を負う旨定めており、不法行為について規定する民法709条は故意又は過失により他人の権利又は利益を侵害した者が同侵害による損害の賠償責任を負う旨定めています。

しかるに、本約款5条2項では、第三者による顧客のID等の利用によって貴社が被った損害について、顧客の帰責性ないし故意・過失を問わず、およそ全ての場合について顧客が賠償する責任を負うと解釈しうる規定となっています。この結果、顧客は、第三者によるID等の利用について自己に何ら帰責性ないし故意・過失が無い場合や第三者によるID等の利用が貴社に起因する場合にも損害賠償責任を負うることとなり、顧客に過大な賠償責任を負わせることとなります。

これは、民法の適用による場合に比し消費者の義務を加重し、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきです。

ウ 以上より、本約款5条2項は、消費者契約法10条に反するため、同条に適合するように改めてください。

## 2 第5条（ID等の管理）3項、第13条（本サービスの中断）第3項について

### （1）条項の内容

第5条（ID等の管理）

3 ID等の・・・第三者の使用等によりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの中断）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様に通知することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) ハードフォークが発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (4) その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供することができない場合
- 2 当社は、本サービス用設備の点検を行うため、事前にお客様に通知のうえ、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- 3 当社は、前各項の本サービスの中断によりお客様が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

## (2) 申入れの趣旨

本約款第5条3項及び第13条第3項につき、消費者契約法第8条第1項に適合するよう改めてください。

## (3) 申入れの理由

### ア 消費者契約法第8条による規律

消費者契約法第8条第1項第1号・第3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同条第2号・第4号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定しています。

換言すれば、事業者が故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者が軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしています。

### イ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令による規律

仮想通貨交換業者に関する内閣府令は、仮想通貨交換業者に対し、その行う仮想通貨交換業の業務の内容及び方法に応じ、仮想通貨交換業に係る電子情報処理

組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない（同12条）、個人情報利用情報の安全管理措置・従業員の監督（同取扱いの委託をする場合には、その委託先の監督）について必要かつ適切な措置を講じなければならない等と規定しており（同13条・15条）、貴社は、会員の資産を保全するため、システム開発・システム障害の管理や、これに伴う内部監査を適切に行う等、安全管理のために必要かつ適切な管理を十分に行うための措置を講ずる義務を負っています。

仮に、貴社が、同義務を故意又は過失により怠り、システム障害等が発生して本サービスが停止する等し、これにより会員に損害が発生した場合には、貴社は、民法上、会員に対する責任（債務不履行責任ないし不法行為責任）を免れません。

#### ウ 本約款について

この点、本約款第5条3項及び第13条第3項は、貴社ないし貴社関係者において上記イの義務を怠った場合にも、貴社の責任を全部免除すると解釈しうるため、消費者契約法第8条第1項第1号・第3号により無効となります。

そこで、本約款第5条3項及び第13条第3項を、消費者契約法第8条第1項に適合するよう改めてください。

### 3 第16条（本サービスの変更及び廃止）、第19条（本約款等の変更）1項について

#### （1）条項の内容

##### 第16条（本サービスの変更及び廃止）

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を変更し、又は廃止することができるものとします。

##### 第19条（本約款等の変更）

1 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本約款等を変更することができるものとします。

#### （2）申入れの趣旨

本規約の変更につき、下記（3）を踏まえた条項に変更してください。

#### （3）申入れの理由

このたび、国会において、民法の一部を改正する法律案が可決・成立しましたので、本規約につき、以下のとおり申入れをいたします。

本規約は、貴社が、本サービス及び本約款等を顧客の承諾を適宜変更・廃止することができる旨定めています。

しかしながら、本規約によると、事業者たる貴社と消費者との契約の内容であり、相手方当事者に不利になるような変更をしても、その変更は、変更前に契約した相手方当事者の同意なく、相手方当事者を拘束することはできません（本規約が、消費者に不利な変更もでき、消費者を拘束するとの趣旨であれば、消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条に抵触して無効です。）。

消費者の権利・利益の保護のため、本規約につき、下記のとおり、少なくとも、改正民法548条の4を踏まえた条項としてください。

#### 記

消費者の個別の同意を得ることなく、貴社が一方的にサービス・約款を変更することができるのは、次に掲げる①～⑤の要件の全てを満たす場合に限られる旨の内容とする

- ①全ての消費者からサービス・約款の変更について同意を得ることが困難であること
- ②サービス・規約の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められること
- ③変更が、契約をした目的に反しないこと
- ④変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款に変更する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであること
- ⑤サービス・約款の変更が消費者にとって不利益なものである場合、その不利益の程度に応じて適切な措置を講じること

#### 4 第21条（準拠法及び裁判管轄）第2項について

##### （1）条項の内容

お客様と当社との間で生じた本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**(2) 申入れの趣旨**

第21条第2項を削除してください。

**(3) 申入れの理由**

専属的合意管轄について定める本条項は、民事訴訟法5条の適用による場合に比し、消費者の権利を制限する内容となっています。

したがって、本条項は、消費者契約法第10条に反するため、削除するよう求めます。

以 上